

○浜中町農業用水道給水条例

昭和51年3月3日

条例第1号

改正 令和元年9月13日条例第18号

浜中町農業用水道給水条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、国、道から管理の委託を受けたもの及び町が設置した農業用水道事業について、法令その他別に定めるものを除くほか、給水料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件ならびに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 農業用水道事業の給水区域は、次の区域とする。

給水区域

茶内基線、茶内西1線から西17線、茶内西、西円朱別西14線から西27線、円朱別西3線から西10線、茶内東1線から東6線の各一部

浜中基線、浜中西1線から西3線、浜中東1線から東6線の各一部

熊牛基線、熊牛西1線から西3線、熊牛東1線から東6線の各一部

姉別北1線から北3線、姉別北の各一部

後静の一部、浜中東、四番沢の一部、六番沢の一部、浜中東の一部

姉別基線、姉別南1線から南8線、姉別1丁目から3丁目、姉別南の一部、厚陽の各一部

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために施設した配水管から分岐して設けられた給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種類とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水工事の申込み)

第5条 給水装置を新設、増設、改造又は撤去若しくは移設しようとするものは、あらかじめ町長に申込みその承認を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第6条 給水装置の工事に要する費用は、申込者の負担とする。

(工事の施行)

第7条 給水工事の設計及び工事は、町長の指定するものが施行する。

2 前項の規定により町長の指定する者が設計及び工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査及び材料の確認を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

(工事費の算出方法)

第8条 給水工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労働力

(4) 道路復旧費

(5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第3章 給水

(給水の原則)

第9条 給水は、非常災害水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のための損害を生ずることがあつても町はその責を負わない。

(給水の申込)

第10条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ町長に申込みその承認を得なければならない。

(管理人の選定)

第11条 給水装置を共有又は共用する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し町長に届出なければならない。

(計量及び水道メーターの設置)

第12条 給水装置には、水道メーターを設置しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第13条 水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに町長に届出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめたとき。
- (2) 水道の利用者の氏名に変更があつたとき。
- (3) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (4) 管理人に変更があつたとき。

(給水装置の管理)

第14条 水道利用者等は、善良な管理と注意をもつて水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し異状があるときは、直ちに町長に届出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、町長がその必要がないと認めたときはこの限りではない。
- 3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第15条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について水道利用者等から検査の請求があつたときは、これを行いその結果を請求者に通知する。

第4章 料金

(料金)

第16条 水道料金（以下「料金」という。）は、次の基本料金と超過料金（この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

用途別	基本料金（1月につき）		超過料金 1立方メートルにつき（円）
	水量（立方メートル）	金額（円）	
農業用	50	1,980	99
一般用	10	2,200	110
家事用	8	1,980	110

(料金の算定)

第17条 料金は、毎月定例日にメーターの検針を行い、その日の属する翌月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量の認定)

第18条 町長は、次の各号の一に該当するときは使用水量を認定する。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 積雪又は特別の理由によりメーターの検針ができないとき。

2 前項各号により使用水量を認定したときは、その理由がやんだのちに精算する。

(料金の徴収)

第19条 料金は、納入通知書により毎月徴収する。

(料金の軽減又は免除)

第20条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例により納付しなければならない料金を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第21条 町長は、水道管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第22条 町長は、次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 第16条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 第10条の承認を受けないで水道を使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく第17条の検針又は前条の検査を拒み又は妨げたもの
- (4) 給水せんを汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(過料)

第23条 次の各号の一に該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで給水工事をしたもの
- (2) 正当な理由がなく第17条のメーター検針、第2条の検査又は前条の停止を拒み若しくは妨げた者
- (3) 第16条の料金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたもの

(他の条例の準用)

第24条 この条例に定めるもののほか、農業用水道の給水については、浜中町水道事業給

水条例（昭和33年条例第14号）を準用する。

附 則（令和元年9月13日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

4 第18条による改正後の条例第16条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものについては、なお従前の例による。